

総合政策審議会

総合政策審議会は市長の諮問に基づき、市の総合計画及び重要施策の調整とその実施に関し必要な調査及び審議を行うため設置されました。

総合政策審議会とは

新市誕生以降、「観光産業を活かした北東北の交流拠点都市をめざして」を将来像に掲げ、「交流」をキーワードとしてまちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、日本では今、人口減少社会を迎えており、本市でも深刻な人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、急速に変化する社会経済情勢や未曾有の自然災害の発生等を背景に、当初の目的を達成できていない現状があります。

そこで、まちづくりアンケート等で市民ニーズを確認し、仙北市総合戦略と整合を図った上で、市の将来像を「健やかに美しく輝くまち」を理念に、「小さな国際文化都市」の実現を目指し、平成28年度から平成37年度を計画期間とする第2次総合計画を策定いたしました。

こうしたことから、総合計画及び総合戦略等、事業の進捗や効果などを客観的に検証していただく審議機関として、「総合政策審議会」を新たに設置することにしました。

総合政策審議会の役割

審議会は、次の事項について市長の諮問に応じて審議し答申します。

- (1) 総合計画の策定及び進捗状況に関する事項
- (2) 総合戦略の進捗状況に関する事項
- (3) 重要施策の進捗状況に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

総合政策審議会の委員

審議会は9名以内の委員で組織されます。委員は次に掲げる者のうちから市長が任命します。委員の任期は2年です。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者